

岐阜県こども計画－社会的養育の推進－「岐阜県社会的養育推進行動計画」

背景

- ・児童福祉法改正(H28・R4)：こどもの最善の利益を図るため、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の理念に基づく施策の制定
- ・新しい社会的養育ビジョン(H29)：改正児童福祉法の理念に基づく社会的養育の全体像（里親等委託率：乳幼児75%、学童期以降50%、特別養子縁組：年間1千人以上 等）
- ・岐阜県社会的養育推進計画(R2)：こどもの最善の利益を実現するため、県の社会的養育に係る取組の10年計画を策定（令和2～6年度、令和7～11年度の2期に区分）

岐阜県社会的養育推進計画の後期分は「岐阜県こども計画」の一部として位置づけ
全文は「行動計画」として策定

「岐阜県こども計画（R7～11年度）」

「Ⅱ 困難な状況にあるこどもへの支援－社会的養育の推進」において、社会的養育についての取組を記載

岐阜県社会的養育推進行動計画

◎ 社会的養育の体制整備の基本的考え方

○こどもが家庭で健全に育つよう最大限支援するとともに、代替養育では一人ひとりに応じた最適な家庭的環境となるよう体制を整備し、こどもの最善の利益を実現

① 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- こどもの意見聴取・意見表明権の保障・権利擁護に係る環境整備
- ・こどもが「こどもの権利」について知る機会の提供、意見表明等支援事業の実施
 - ・子ども相談センター職員の権利擁護に係る資質向上に資する研修の実施
 - ・児童福祉審議会「こどもの権利擁護部会」において、こどもの意見を諮問する仕組みを構築

指標 意見表明支援事業を利用可能なこどもの割合
【R5実績】未実施 → 【R11】100%

② 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

- 市町村における相談支援体制の充実、子ども家庭支援センターの機能強化
- ・市町村におけるこども家庭センターの設置及び家庭支援事業の実施を促進
 - ・子ども家庭支援センターの機能強化、安定的な運営体制の確保

指標 こども家庭センターの設置市町村数
【R5実績】未設置 → 【R11】42市町村

③ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- 特定妊婦等の早期発見及び支援体制の強化
- ・宿泊支援を含む包括的な妊産婦相談を行う妊産婦等生活援助事業の実施

指標 特定妊婦等への支援に関する研修受講者数
【R5実績】80人 → 【R11】160人

④ 一時保護改革に向けた取組

- 一時保護の体制整備及びこどもの権利に配慮した機能強化
- ・一時保護に必要な定員を確保するための県の一時保護施設の新設と職員の確保
 - ・こどもの権利に配慮した一時保護を行うための多様な委託一時保護先の確保

指標 一時保護施設の定員数
【R5実績】25人 → 【R11】53人

⑤ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- 子ども相談センターにおけるケースマネジメント体制と親子関係再構築支援体制の整備
- ・子ども相談センターにおける親子関係再構築専門チームの設置
 - ・こどもの安全についてこどもや家族と協働して取り組む手法や体制の構築

指標 親子関係再構築支援事業による各種支援の実施件数
【R5実績】192件 → 【R11】320件

⑥ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- 里親への包括的な支援体制の構築
- ・各圏域に里親養育の包括的支援を行う里親支援センターを設置
 - ・各子ども相談センターに里親専門チームや里親担当福祉司を配置

指標 里親等委託率
【R5実績】18.0% → 【R11】42.1%

⑦ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 「できる限り良好な家庭的環境」の実現、専門性・多機能性の強化
- ・県立白鳩学園・わかあゆ学園において質の高い個別的ケアを実現するための整備の推進
 - ・小規模・多機能化に向けた整備及び施設職員の人材確保・育成の支援強化

指標 小規模化・地域分散化した乳児院・児童養護施設数(全12施設)
【R5実績】5施設 → 【R11】12施設

⑧ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- 社会的養護経験者等の自立に向けた支援体制の構築
- ・自立支援コーディネーターを統括とした児童自立支援体制の構築
 - ・児童自立生活援助事業所の設置促進及び自立支援拠点事業の充実

指標 児童自立生活援助事業の実施箇所数
【R5実績】4箇所 → 【R11】25箇所

⑨ 子ども相談センターの強化等に向けた取組

- 子ども相談センターの体制強化に資する人員の確保、育成
- ・業務量増に伴う狭隘化・機能不足を改善するため中濃子ども相談センターの整備の推進
 - ・児童福祉司、児童心理司の増員、スーパーバイザー及び保健師等の配置

指標 児童福祉司・児童心理司の配置数
【R5実績】124人 → 【R11】171人

⑩ 障害児入所施設における支援

- 障害児入所施設における「できる限り良好な家庭的環境の確保」の推進
- ・福祉型障害児入所施設におけるユニット化等の推進
 - ・医療的ケアの必要な障がい児の保護及び入所体制の確保